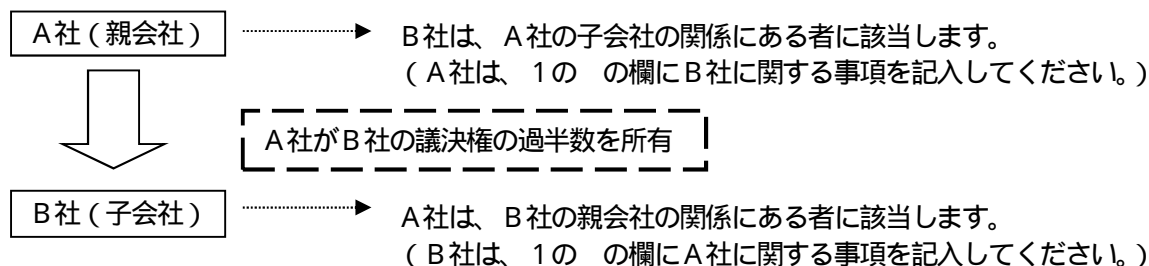
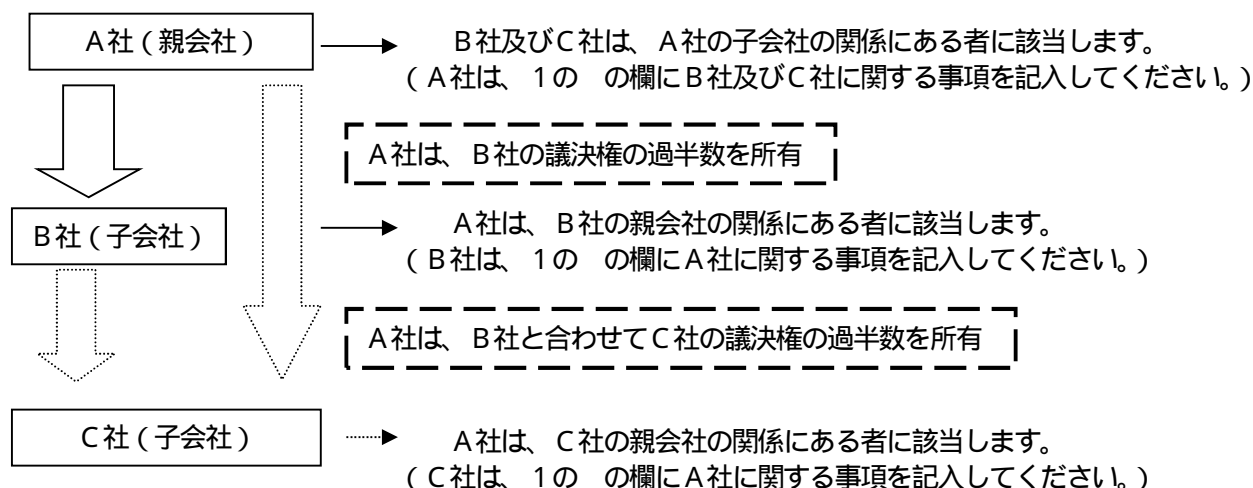


- 1の 及び に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。  
 一方の会社A<sup>1</sup>、<sup>2</sup>が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係  
 (A社とB社は、同一の入札に参加できません。)

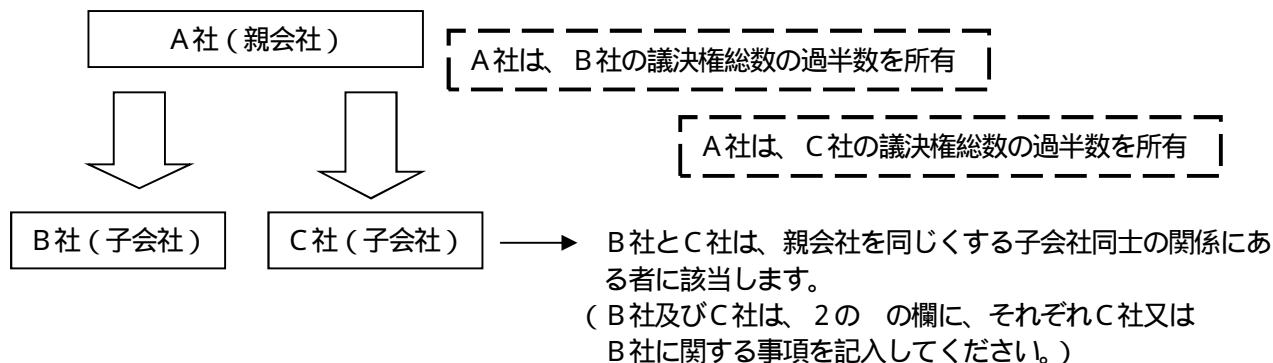


- 1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。  
 2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる)を含みます。)を所有している場合を含みます。

- 一方の会社Aが、 の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係  
 (A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

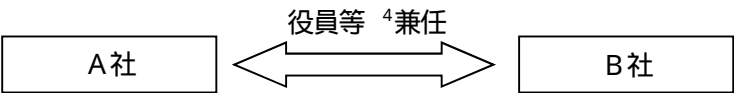


- 2の に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。  
 B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社<sup>3</sup>である場合におけるB社とC社の関係  
 (B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



- 3 市の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無及び法人格の有無を問いません。

3に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。

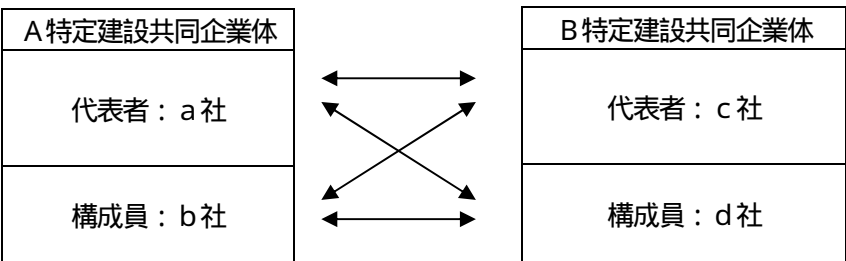


- 4 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
  - イ 取締役（委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
  - ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
  - エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
  - オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主（社外取締役、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。）

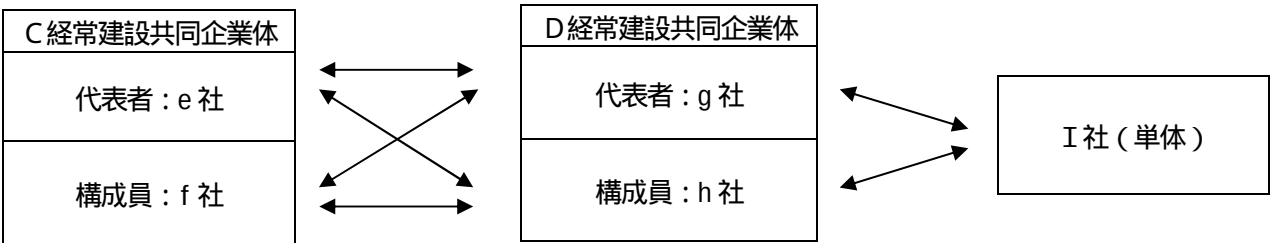
入札参加者が共同企業体である場合の適用について

矢印で結ばれた2社の間に、資本的関係又は人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。

特定建設工事共同企業体の場合



経常建設工事共同企業体の場合



矢印で結ばれた2社の間に資本的関係又は人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

